

# 所得税・町県民税の申告受付及び納税相談日程表

月日	曜日	午前			午後		
		受付時間	地区	場所	受付時間	地区	場所
2/9	火	9:00~11:30	年金のみの方	総合センター	1:30~4:00	年金のみの方	総合センター
2/10	水	9:00~11:30	給与のみの方 年金と給与の方	役場1階	1:30~4:00	給与のみの方 年金と給与の方	役場1階
2/11	木	祝日(建国記念の日)					
2/12	金	処理日		役場1階	処理日		役場1階
2/15	月	9:00~11:30	西町・新西町・柳田町	総合センター	1:30~4:00	小浜町	総合センター
2/16	火	9:00~11:30	浦町・木下町・上下町・黒島	総合センター	1:30~4:00	宮崎町・丘町	総合センター
2/17	水	9:00~11:30	蛭子町・北目町	総合センター	1:30~4:00	笛吹在	総合センター
2/18	木	9:00~11:30	大浦	総合センター	1:30~4:00	中村・松香丘	総合センター
2/19	金	9:00~11:30	新町	役場1階	1:30~4:00	先小路町	役場1階
2/22	月	処理日		役場1階	処理日		役場1階
2/23	火	祝日(天皇誕生日)					
2/24	水	9:00~11:30	浜津前目	総合センター	1:30~4:00	浜津後目	総合センター
2/25	木	9:00~11:30	相津	総合センター	1:30~4:00	木場	総合センター
2/26	金	9:00~11:30	筒井浦	総合センター	1:30~4:00	前方後目	総合センター
3/1	月	9:00~11:30	唐見崎	役場1階	1:30~4:00	牛渡	役場1階
3/2	火	9:00~11:30	斑在	総合センター	1:30~4:00	斑浦	総合センター
3/3	水	9:00~11:30	柳西	総合センター	1:30~4:00	柳東	総合センター
3/4	木	【午前の部】 9:00~11:30	3/4(木)~3/10(水)【受付場所】役場1階住民課				
3/5		【午後の部】 1:30~4:00	3/11(木)~3/15(月)【受付場所】離島開発総合センター				
3/15	月		離島地区の方、肉用牛申告の方は、この期間をご利用ください。				

申告期間中は、受付を円滑に行うために、税務担当職員以外の職員も対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 【申告の際に必要なもの】

- ① 印鑑、マイナンバーが確認できる書類
- ② 給与所得の源泉徴収票(本人交付用)
- ③ 公的年金の源泉徴収票(通知を受けたハガキ)
- ④ 地震保険料払込証明書(長期損害保険払込証明書)
- ⑤ 生命保険料払込証明書
- ⑥ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ⑦ 普通預貯金通帳及び届出印
- ⑧ 「確定申告のお知らせ」はがき(令和元年分確定申告書を税務署に提出された方が対象)
- ⑨ その他申告に必要なもの  
(帳簿、売上台帳、出荷台帳、領収書等の収支を明らかに出来る書類)

## 注意事項

～ 必ずお読み下さい ～

### 【申告が必要な方】

- (1) 令和3年1月1日現在、小値賀町に居住し、令和2年1月～令和2年12月の間に所得のあった方
  - (2) 令和2年中の収入がなかった方で、国民健康保険税や後期高齢者医療制度に加入し、かつ税法上ご家族の被扶養者ではない方
  - (3) 営業等、農業、不動産、配当、一時、雑所得などの所得がある方
  - (4) 令和2年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から小値賀町に給与支払報告書が提出されていない方
  - (5) 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当する方(公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方)で、公的年金等以外の所得がある方または公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする方
  - (6) 令和2年中の収入がなかった方で、翌年度の各種手続きにおいて所得確認(所得証明等)が必要となる方
  - (7) 医療費控除など各種控除を追加する方
- ※ 令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署へ提出した方は、小値賀町での申告の必要はありません。

- 注1 2月9日の受付対象者は「収入が年金のみの方」で、2月10日の受付対象者は「収入が給与のみの方」「収入が年金と給与のみの方」です。  
地区受付日の申告でかまわない方は、地区受付日を選択されても構いません。  
※ 2/9と2/10は、申告受付会場が異なりますので、ご注意ください。
- 注2 左記日程表の期間中に都合がつかない方は、3月15日(月)まで受付しております。ただし、土曜日・日曜日は受付を行っておりませんのでご注意ください。
- 注3 申告を受け付ける際に、所得税の確定申告が必要と判断される場合には、同時に確定申告書の作成も行い、役場から税務署へ引継ぎます。

## 所得税の確定申告が必要な方へ

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により、確定申告書には『マイナンバーの記載』と申告者ご本人の『本人確認書類』の提示または写しの添付が義務付けられていますので、下記の必要な書類を必ずお持ちください。

### 【番号確認書類】

本人のマイナンバーを確認できる書類  
○マイナンバーカード  
○通知カード  
○住民票(マイナンバーの記載あり)  
などのうちいずれか1つ

### 【身元確認書類】

記載したマイナンバーの持主であることを確認できる書類  
○マイナンバーカード ○運転免許証  
○パスポート ○健康保険証  
○身体障害者手帳 などのうちいずれか1つ

### ～ 総務課からのお知らせ ～

申告受付会場で『交通災害共済の加入受付(1人500円)』を行います。加入希望の方はこの機会をご利用ください。

お問い合わせ先  
役場住民課税務係  
電話 56-3111

# 税制改正のお知らせ

## 給与所得控除・公的年金等控除が変わりました

給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられました。

◎給与所得の計算方法

給与等の収入金額(A)	給与所得の金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	(A) - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(A) ÷ 4 = B (千円未満端数切捨) : B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	(A) × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	(A) - 1,950,000円

◎公的年金等の計算方法

年齢区分	公的年金等の収入額の合計(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以内	1,000万円超 2,000万円以内	2,000万円超
65歳未満 S31.1.2 以後に生れた者	～ 130万円以下	(A) - 600,000円	(A) - 500,000円	(A) - 400,000円
	130万円超 ～ 410万円以下	(A) × 0.25 + 275,000円	(A) × 0.25 + 175,000円	(A) × 0.25 + 75,000円
	410万円超 ～ 770万円以下	(A) × 0.15 + 685,000円	(A) × 0.15 + 585,000円	(A) × 0.15 + 485,000円
	770万円超 ～ 1,000万円以下	(A) × 0.05 + 1,455,000円	(A) × 0.05 + 1,355,000円	(A) × 0.05 + 1,255,000円
	1,000万円超	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円
65歳以上 S31.1.1 以前に生れた者	～ 330万円以下	(A) - 1,100,000円	(A) - 1,000,000円	(A) - 900,000円
	330万円超 ～ 410万円以下	(A) × 0.25 + 275,000円	(A) × 0.25 + 175,000円	(A) × 0.25 + 75,000円
	410万円超 ～ 770万円以下	(A) × 0.15 + 685,000円	(A) × 0.15 + 585,000円	(A) × 0.15 + 485,000円
	770万円超 ～ 1,000万円以下	(A) × 0.05 + 1,455,000円	(A) × 0.05 + 1,355,000円	(A) × 0.05 + 1,255,000円
	1,000万円超	(A) - 1,955,000円	(A) - 1,855,000円	(A) - 1,755,000円

## 基礎控除が変わりました

控除額が10万円引き上げられ、48万円になりました。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、その合計所得金額に応じて控除額が変わります。

## ひとり親控除が創設されました

婚姻歴や性別に関わらず一定の要件を満たす場合は、35万円を控除することができるひとり親控除が創設されました。

## 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための給付金等の課税上の取扱いについて

非課税となる給付金等は次のとおりです。

- ・ 特別定額給付金（対象者1人あたり10万円の給付金）
- ・ 子育て世帯への臨時特別給付金
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省） など

課税対象となる給付金は次のとおりです。

- 【事業所得等に区分されるもの】
- ・ 持続化給付金（事業所得者向け）
  - ・ 農林漁業者への経営継続補助金
  - ・ 小値賀町の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・事業継続支援金 など

※課税対象となる給付金であっても、必ずしも税負担が生じるものではありません。例えば給付金等の支給額を含めた年間の収支が赤字になる場合は税負担が生じません。

## 申告受付時の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

◎申告受付会場の入場制限

申告会場での感染拡大を防ぐために、下記の症状がある方は来場をお控えください。

- ◆ 37.5度以上の発熱がある方
- ◆ 平熱を超える発熱、息苦しさ、強いだるさ（倦怠感）、咳などの症状がある方

◎申告会場内での感染拡大防止対策

申告会場では、感染拡大を防ぐため以下の対策を行いますので、マスク着用でのご来場をお願いします。

- ◆ 受付前の検温
- ◆ 職員のマスク着用
- ◆ 手指のアルコール消毒の設置
- ◆ 申告会場の控室の人数制限等